

1964年6月11日(第5日目)

1. 開議並びに散会時刻。(午前10時36分～午後4時57分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪	太郎	2番	比嘉定	亮	3番	天久盛	雄
4番	安次信	盛	5番	石川真	大	6番	仲村	泉
7番	稲嶺正	康	8番	石田英	正	9番	安里	明
10番	又吉正	弘	11番	石川	繁	12番	大川	昇
13番	伊佐真	得	14番	仲村喜	永	15番	大宮	昌
16番	宮里敏	行	17番	伊佐真	寿	18番	中里	助
19番	武島行	男	20番	仲村	盛	21番	古波	清
								次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は次のとおりである。

5. 不応招議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	具屋	真徳	収入役	沢し	安一
総務課長	松川	正毅	住民課長	仲村	春信	民生課長	安山	全喜
財政課長	奥里	将俊	経済課長	伊佐	友誠	水道課長	園吉	真毅
建設課長	島袋	昌兼	消防団長	大城	仁幸			

7. 議会事務局職員の出席者

局長	宮城	光雄	書記	照屋	毅	島袋	真由	知念	馨光
----	----	----	----	----	---	----	----	----	----

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第12. 議案第26号, 給水顧客の移管に伴う財産の取得について
- 日程第13. 議案第27号, 水道施設の売買契約について
- 日程第14. 議案第28号, 一時借入れをすることについて(一般会計)
- 日程第15. 議案第29号, " " " (特別会計)
- 日程第16. 陳情第3号, 市連入会への補助交付方償還について
- 日程第17. 陳情第4号, 市青年連合会への補助交付方について
- 日程第18. 陳情第5号, 公民館設置敷地確保方について
- 日程第19. 陳情第6号, 予金取引に関する陳情について

1964年6月11日(第5日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時36分~午後4時57分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春泉
7番	稲嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川界
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	官里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は次のとおりである応招議員と同じである。

5. 不応招議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信	民生課長	当山全喜
財政課長	奥里将俊	経済課長	伊佐友誠	水道課長	国吉真義
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城光雄 書記 照屋毅・島袋真由・知念晋光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第12. 議案第26号, 給水顧客の移管に伴う財産の取得について  
日程第13. 議案第27号, 水道施設の売買契約について  
日程第14. 議案第28号, 一時借入れをすることについて(一般会計)  
日程第15. 議案第29号, " " " (特別会計)  
日程第16. 陳情第3号, 市婦人会への補助交付方陳情について  
日程第17. 陳情第4号, 市青年連合会への補助交付方について  
日程第18. 陳情第5号, 公民館設置敷地確保方について  
日程第19. 陳情第6号, 予金取引に関する陳情について

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により議  
会は成立いたしますので、只今より本日(第5日目)の会議を開き  
ます。(午前10時36分)

議 長～暫休憩いたします。(午前10時37分)

議 長～再開いたします。(午前10時38分)

議 長～日程第12、議案第26号、給水顧客の移管に伴う財産の取得につ  
いて議題といたします。  
一 応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～今まで水道公社と給水の契約をして給水が行われておりました高岡  
住宅と大山・大謝名・真志喜・伊佐・喜友名の米人住宅の方ですが  
今度市の方に移管してもらって市の条例を適用して給水をしたいと  
思いますので、提案してありますのでよろしく御審議をお願いしま  
す。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議 長～再開いたします。(午前10時43分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～14番、3番議員の出席を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時44分)

議 長～再開いたします。(午前10時45分)

4 番～この評価額は概算だという御説明でございますが、その額より実際  
評価額は売買契約を取り交すということになりますと、どういつた  
方法で評価されますか。或は又この額と実際の購入の価格との開き  
がどの程度ありそうですか。この点についてもう少し詳しく御説明  
してもらいたい。

水道課長～御説明申し上げます。今度実際に調査するとなると或る程度おつち  
こつち照つて実際に函面にある資料が使われているかどうかを調査  
して、その上で実際価格を計上して更に減価償却の分を差引いて支  
払いをしようと思っております。これは前にもそういったことがあ  
りましたが、今度の議案27号の方にもその調査費書といった、そ



議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より本日(第5日目)の会議を開きます。(午前10時36分)

議 長～暫休憩いたします。(午前10時37分)

議 長～再開いたします。(午前10時38分)

議 長～日程第12、議案第26号、給水顧客の移管に伴う財産の取得について議題といたします。  
一 庶務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～今まで水道公社と給水の契約をして給水が行われておりました高田住宅と大山・大謝名・真志喜・伊佐・喜友名の米人住宅の方ですが今度市の方に移管してもらつて市の条例を適用して給水をしたいと思っておりますので、提案してありますのでよろしく御審議をお願いします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議 長～再開いたします。(午前10時43分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～14番、3番議員の出席を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時44分)

議 長～再開いたします。(午前10時45分)

4 番～この評価額は概算だという御説明でございますが、その額より実際評価或は売買契約を取り交すということになりますと、どういつた方法で評価されますか。或は又この額と実際の購入の価格との開きがどの程度ありそうですか。この点についてももう少し詳しく御説明してもらいたい。

水道課長～御説明申し上げます。今度実際に調査するとなると或る程度あつちこつち掘つて実際に凶面にある資材が使われているかどうかを調査して、その上で実際価格を計上して更に減価償却の分を差引いて支払いをしようと思つております。これは前にもそういつたことがありましたが、今度の議案27号の方にもその調査費といつた、そ

ういものが書かれております。そういうふうによつて行きたいと思ひますが、差額については調べて見ないと一寸言えません。

4 番～差額については、これより下回る様な計算ですか。

水道課長～はい。

5 番～この評価額の算定は今の話からしますと実際的な評価でない。するとこれは業者と折衝なされて向こうから示された額を参考にした額ですか。

水道課長～向こうとの相談もあるし、それから実際に現物も見て図面の調査の上の計上です。

5 番～それを買上げするにつきまして、各業者に対して一貫する評価額のいわゆる譲渡する評価額・見積り価格の低率を要求しましたか。

水道課長～全部はしてありませんが、大きいのはほとんどやつてあります。

5 番～一部はやつてあるが、一部はやつてないということになりますね。

水道課長～はい25件ありますので、大きいのはやつてありますが、小さいのはやつてありません。

5 番～当局側のそういう求めに応じて評価見積額を提出したのは何名位ですか。所有者の中何名位が提出されておりますか。

水道課長～資料の届いているのは高田住宅の分だけですが、伊佐・喜友名は直接向こうへ行つて図面照合の上阿方立会つて大体の額を出してあります。その他大山地域におきましては、2～3の所有者を集めて話合いをもつております。

5 番～私の質問はもう1度繰り返します。当局がこの財産の買上げにつきまして買上げる者と売る者は各々その立場において評価するはずであります。そこで当局がその施設を買い受ける立場におきまして当然評価ということをやらずにやいげないはずであります。評価をする際に際しまして評価の参考資料といたしまして所有者に対して見積り所有者自体の見積り価格を要求したことがありますか。見積り価格の書面による提出を要求したことがありますか。

水道課長～只今申上げましたが全部はやつてありません、大きいものだけです。

5 番～結局全部には見積り価格の資料を提出して置く様にとは全所有者には



ういものが書かれております。そういうふうによつて行きたいと思ひますが、差額については調べて見ないと一寸言えません。

4 番～差額については、これより下回る様な計算ですか。

水道課長～はい。

5 番～この評価額の算定は今の話からしますと実際的な評価でない。するとこれは業者と折衝なされて向こうから示された額を参考にした額ですか。

水道課長～向こうとの相談もあるし、それから実際に現物も見て図面の調査の上の計上です。

5 番～それを買上げするにつきまして、各業者に対して一貫する評価額のいわゆる譲渡する評価額・見積り価格の低率を要求しましたか。

水道課長～全部はしてありませんが、大きいのはほとんどやつてあります。

5 番～一部はやつてあるが、一部はやつてないということになりますね。

水道課長～はい25件ありますので、大きいのはやつてありますが、小さいのはやつてありません。

5 番～当局側のそういう求めに応じて評価見積額を提出したのは何名位ですか。所有者の中何名位が提出されておりますか。

水道課長～資料の届いているのは高田住宅の分だけでありますが、伊佐・喜友名は直接向こうへ行つて図面照合の上両方立会つて大体の線を出してあります。その他大山地域におきましては、2～3の所有者を集めて話合いをもつております。

5 番～私の質問はもう1度繰り返します。当局がこの財産の買上げにつきまして買上げる者と売る者は各々その立場において評価するはずであります。そこで当局がその施設を買い受ける立場におきまして当然評価ということをやらなくちやいけないはずであります。評価をする際に際しまして評価の参考資料といたしまして所有者に対して見積所有者自体の見積り価格を要求したことがありますか。見積り価格の書面による提出を要求したことがありますか。

水道課長～只今申上げましたが全部はやつてありません、大きいものだけです。

5 番～結局全部には見積価格の資料を提出して載く様にとは全所有者には

通知しなかつた訳ですね。

水道課長～そうです。

5 番～そうすると先の説明では1箇所ですか。

水道課長～3ヶ所やりましたが、1ヶ所は届いております。

5 番～1ヶ所というのは高田住宅ですか。

水道課長～はい。

5 番～その高田住宅が自らの見積りで評価した。この評価額は資料として議会に提出して載けますか、後で提出願います。

1 番～関連して質問いたします。1番目買上げ見積り額26,500\$となつておりますが、当施設の実質投資額はいくらか当初のです。  
2番目に現在価格の評価基盤算定についてお伺いします。  
3番目に買上げ施設の経過年数、その水道施設を設定してから何年なるか。4番目に買上げ後の同給水施設から上る収益の額、それから買上げ施設の償却年限の調停年限について、以上5つの問題について御答へ願います。

水道課長～1つ1つ願います。先ず最初のもの

1 番～買上げ施設の当初の施設に要した費用について。

水道課長～調査によつてその結果が出たのであつて、当初その施設にいくらかかつたかどうか所有者自身もはつきりしておりませんでしたのでこちらの概算によつて伺つて居ります。

1 番～これは売買する場合に或る一定の年限が経っている場合には当初より安くならんといかんでしよう。これだけかかつたからこれだけ売るといふことは通らないと思ふんです。最初に実際にいくらか金がこれに投資されたか。これは一応具体的に調査する必要があるので調査してもらいたい。できますね。(はいと呼ぶ)  
2番目に現在この評価額が26,500\$となつて居りますが、その基盤算定ですね。どういうふうな算定されたか資料を提出してもらいたい。今なければ後でもよろしいですから。  
3番目にですね、これは最初の問題とも関連しますが、買上げ施設が何年経過したか、新しいものもあるかどうかですね。それから4番目にですね買上げ施設を買上げた場合にですね、その施設内から発生する収支の予定表。それから買上げ施設の償却年限の予定何年で償却する。



通知しなかつた訳ですね。

水道課長～そうです。

5 番～そうすると先の説明では1箇所ですか。

水道課長～3ヶ所やりましたが、1ヶ所は届いております。

5 番～1ヶ所というのは高田住宅ですか。

水道課長～はい。

5 番～その高田住宅が自らの見積りで評価した。この評価額は資料として  
議会に提出して載けますか。後で提出願います。

1 番～関連して質問いたします。1番目買上げ見積り額26,500\$となつて  
おりますが、当施設の実質投資額はいくらか当初のです。  
2番目に現在価格の評価基礎算定についてお伺いします。  
3番目に買上げ施設の経過年数、その水道施設を設定してから何年  
なるか。4番目に買上げ後の同給水施設から上る収益の額、それから  
買上げ施設の償却年限の調停年限について。以上5つの問題につ  
いて御答え願います。

水道課長～1つ1つ願います、先ず最初のもの

1 番 ～買上げ施設の当初の施設に要した費用について。

水道課長～調査によつてその結果が出たのであつて、当初その施設にいくら  
かかつたかどうか所有者自体もはつきりしておりませんでしたので  
こちらの概算によつて伺つて居ります。

1 番～これは売買する場合に或る一定の年限が経つている場合には当初よ  
り安くならんといかんでしょう。これだけかかつたからこれだけ売  
るといふことは通らないと思ふんです。最初に実際にいくら金  
がこれに投資されたか。これは一応具体的に調査する必要がある  
ので調査してもらいたい。できますね。(はいと呼ぶ)  
2番目に現在この評価額が26,500\$となつて居りますが、その基礎  
算定ですね。どういふふう算定されたか資料を提出してもらいた  
い。今なければ後でもよろしいですから。  
3番目にですね、これは最初の問題とも関連しますが、買上げ施設  
が何年経過したか、新しいものもあるかどうかですね。それから4  
番目にですね同施設を買上げた場合にですね、その施設内から発生  
する収支の予定表。それから買上げ施設の償却年限の予定何年で償

還する。



議 長～18番議員の出席を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時56分)

議 長～再開いたします。(午前11時14分)

水道課長～後で提出いたします。

3 番～先の説明の中に水道施設の所有者の中に直接個人の敷いてあるのを含んでいるというお話がありましたが、その中に泊ランドリーというのがありますね。それに附随して相当の民間が自分のためにメーターを引いているが、その買い上げはどうかっておりますか、又泊ランドリーから更に1号線を越してチケイ・ランドリーまで引かれておる所の資材の買い上げはどうかしておりますか。

水道課長～含まれております。

3 番～どれに含まれておりますか。

水道課長～泊ランドリーの分に含まれております。

3 番～泊ランドリーから、チケイ・ランドリーまでの分はないんですか、この部分はどうか。

水道課長～ここは水道公社にチケイ・ランドリーの名義によつて提出されていないと思います。

3 番～向こうの名義でこの部分だけであるか。その一応泊ランドリーの了解によつて泊ランドリーに金を出して引いた所の個人がいる訳ですが、そういうふうなものに対しては単に泊ランドリーの水として処理したのが現実とその実情によつて買上げをやるという意味ですかそれから大山小学校の施設がビタイ工と教育委員会の予算で出来ているんだが、この分については買上げせんでよいかどうか。

市 長～大山の場合は工事は市がやつたんですが、

3 番～その後の小学校につながる分は全部小学校のビタイ工がやつたんです。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時16分)

議 長～再開いたします。(午前11時17分)

議 長～18番議員の出席を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時56分)

議 長～再開いたします。(午前11時14分)

水道課長～後で提出いたします。

3 番～先の説明の中に水道施設の所有者の中に直接個人の敷いてあるのを含んでいるというお話がありましたが、その中に泊ランドリーというのがありますね。それに附随して相当の民間が自分のためにメーターを引いているが、その買い上げはどうかとなっておりますか、又泊ランドリーから更に1号線を超してチケイ・ランドリーまで引かれておる所の資材の買い上げはどうかとなっておりますか。

水道課長～含まれております。

3 番～どれに含まれておりますか。

水道課長～泊ランドリーの分に含まれております。

3 番～泊ランドリーから、チケイ・ランドリーまでの分はないんですか、この部分はどうか。

水道課長～ここは水道公社にチケイ・ランドリーの名義によつて提出されていないと思います。

3 番～向こうの名義でこの部分だけであるか。その一応泊ランドリーの了解によつて泊ランドリーに金を出して引いた所の個人がいる訳ですが、そういうふうなものに対しては単に泊ランドリーの水として処理したのが現実とその実情によつて買上げをやるという意味ですかそれから大山小学校の施設がビテイ工と教育委員会の予算で出来ているんだが、この分については買上げせんでよいかどうか。

市 長～大山の場合は工事は市がやつたんですが、

3 番～その後の小学校につながる分は全部小学校のビテイ工がやつたんです。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時16分)

議 長～再開いたします。(午前11時17分)





5 番～この議案は水道施設の取得となつておりますが、取得する妥当さは現に当局の説明によりますと使用もしているし、又軍部の必要であるという立場から述べる余地はないと思います。要は取得する場合のその評価額が妥当であるかどうかは私は問題だと思ひます。そこで議会側としてはその額が妥当であるかどうかを審議する場合にどうしても算定が妥当な算定方式を取つたかどうか、そこに問題があります。そこでお伺いしますが、執行当局の内部においては責任の分野は担当課長にあるはずであります。議案として正式に議会に提出されたからには当然予算との関連において上司の席に当る総務課長、助役、市長その3名は当然責任があります。こういう議案として上提したからには、この評価額は妥当であるという認定が条件になります。そこで総務課長、助役、市長はこの評価額が妥当であるという認定の資料はどういう資料を用いられたか。最初に総務課長からお答え願ひます。最終的には市長に責任はありますが、予算との関連においては総務課長以上にこの責任はあります。いわゆる今の議案の参考資料として提出された。これだけによつて妥当な評価額であると認定されたんですか。若しこれ以外に妥当であると認定した評価額が他にもありますならば、ここに出す用意があるかどうか

総務課長～じや御説明申上げます。一応御質問に答える前に議案の性格から説明申上げたいと思ひます。

この議案の方は、いわゆる条例の第2条によつての方針の決定であります。そしてそれに基づきまして実際の段階になりますと処分、契約の案でというふう段階で議案が処理される訳であります。そうしますといわゆるこの案件ということになりますと、その契約に示された額の徴に入り細にわたつての額の面については当然検討されなくてはいかんと思ひますが今の所は方針の決定でございまして、それで特に方針決定という場合には或程度、或る1つの目的の財産を取得するという場合にその財産は概ねどれ位の価格の財産であるかというのが方針決定の場合の大きな眼目になつてくると思ひますが、その場合にはこの案件は出さないで、すぐ予算の方で御検討して載せておつたと、然し予算というよりはもう少し予算の裏付け的内容までも含めて検討していただいた方が良いと、予算審議の前提としていわゆる方針決定としての議案でございまして、その意味からすると方法としては今御質問がある様に徴に入り細にわたつての具体的段階の検討ということもあるし、或は当局の提案者の自主的評価に留めて検討するかどうかという線も考えられると思ひます。これからこの議案の次にいわゆる各業者との個々の最終契約ということになります。その場合にははつきり表示して良い場合があるし、或はその額においては非常に微みよりの問題であります。その意味から従來の議案処理というものより一歩進めまして少し具体性を帯びさせたと、いわゆるその方針決定をするにしても予算のみじやなしにいわゆるその予算を或る程度裏付ける方針の概念をつかむ

という意味の資料という意味から、これは自主的な**価額**が妥当じやないかと、この予算はこういう資料に基いての程度のものであるというふうな程度が方針決定の必要とする裏付けの程度じやないかという意味から、この程度の議案として処理してある訳ではありませんが一応今申上げました様に議案の処理方法から、こういう方法も考えられるというふうに考えております。

5 番～只今の説明は分る様で分らない様な説明であります。もう1度議会としての立場からの質問の趣旨をよく理解して下さい。いわゆる財産の取得は当然議会の承認を受ける様になっております従来は取得することそのことのみについて話しました。この26号は取得することにして、その内容そのものが盛り込まれております。即ちいくらで買おうとその額そのものがたとえ概算であるといわれても議案そのものは議案としての形式上は、これが仮に議決された時には効果が発生します。これはいわゆる当局は26,500\$で買い取つても良いという権利を獲得します。そうでありますか。でありませんか。

総務課長～それは以内という大体の枠でございまして契約という最終段階の額じやありませんので厳密にいう理由ではないと思っております

5 番～然しながら当局がこういうふうに提案した含みはこの議案通り可決された場合には26,500\$で買いとつて良いという前提。

総務課長～という訳ではございません。

5 番～それならば何故26,500\$という評価をここに掲げてありますか。

総務課長～これは説明の何でございしますが、約というのが正しい意味であります。

5 番～私が申上げているのは26,499\$でなくて、はつきり確定金額26,500\$であるという意味じやありません。26,500\$以内だったら買つて良いですかという案件じやないですか、これは

総務課長～それ位の**価額**のものであるがという意味のものであります。

5 番～それ位の**価額**である概算というのは、ということは買い取る場合の**価額**は26,500\$であると見なおしたということになりますね。

総務課長～そういうことじやないと思います。

5 番～それじや無意味じやないですか。これはあくまで財産を取得する当



という意味の資料という意味から、これは自主的な価格が妥当じゃないかと、この予算はこういう資料に基いての程度のものであるというふうな程度が方針決定の必要とする裏付けの程度じゃないかという意味から、この程度の議案として処理してある訳でありますが一応今申上げました様に議案の処理方法から、こういう方法も考えられるというふうに考えております。

- 5 番～只今の説明は分る様で分らない様な説明であります。もう1度議会としての立場からの質問の趣旨をよく理解して下さい。  
いわゆる財産の取得は当然議会の承認を受ける様になつております従来は取得することそのことのみについて語りました。この26号は取得することに際して、その内容そのものが盛り込まれています。即ちいくらで買うとその額そのものがたとえ概算であるといわれても議案そのものは議案としての形式上は、これが仮に議決された時には効果が発生します。これはいわゆる当局は26,500\$で買い取つても良いという権利を獲得します。そうでありますか。でありませんか。

総務課長～それは以内という大体の枠でございまして契約という最終段階の額じゃありませんので厳密にいう理由ではないと思つておりません

- 5 番～然しながら当局がこういうふうに提案した含みはこの議案通り可決された場合には26,500\$で買いつつて良いという前提。

総務課長～という訳ではございません。

- 5 番～それならば何故26,500\$という評価をここに掲げてありますか。

総務課長～これは説明の何でございしますが、約というのが正しい意味であります。

- 5 番～私が申上げているのは26,499\$でなくて、はつきり確定金額26,500\$であるという意味じゃありません。26,500\$以内だつたら買つて良いですかという案件じゃないですか、これは

総務課長～それ位の価格のものであるがという意味のものであります。

- 5 番～それ位の価格である概算というのは、ということは買い取る場合の価格は26,500\$であると見なおしたということになりますね。

総務課長～そういうことじゃないと思ひます。

- 5 番～それじゃ無意味じゃないですか。これはあくまで財産を取得する当



時の評価額としてここに資料が添付されております。その評価額というのはいくら取る場合の評価額じゃないんですか。

総務課長～買い取る場合を想定しての取得する、いわゆる財産を取得するという基本確認をするためには、その財産が当初どの程度の価値のある財産であるということは一応審議の場合皆さん方としてもお求めになると思いますが、その意味で先申上げました様に約というのが正しいと思います。

5 番～結局こういうことになりますか、いよいよ買い取るということになりますと所有者側と債権の調停のための折衝という段階になりますが、その場合のめやすとしての金額ということになりますか。

総務課長～結局折衝に当る当局としての基本的な方針の額というふうなことにはなると思いますが。

5 番～それならば最初私が質問した要点に移ります。こういうふうな評価がこの金額が妥当であると認定するに至った資料、算定方式であります。たとえば本市が水道公社からその所有の施設を買い取った過去にあります。あの場合にもちやんと水道公社と合意に達した評価額があるはずであります。その算定方法は水道公社から施設を買い取った時の算定方法と同じ方法をとつたんですか。ばく然とした金額ですが。

総務課長～水道公社との場合には一応水道公社の方からの御意向もその当時に当たっては含まれておつたと思いますが、先主管理課長からも説明があつた様に部分については関係者の意見を聴いた部分もあるし、或は中には私的判断の分野もあるというふうなことであります。

5 番～然らば水道公社の施設を宜野湾市が買い取った場合には最初の見積りは相手が出そうか、こつちが出そうか、とにかく最終的には合意に達してあります。その評価の算定方法はこの26号議案の算定価格の参考になりましたか、参考になるんだつたらほとんどあれに準じて評価されましたか、それとも公社から施設を買い取った場合の価格の算定方法を完全に無視して独立の別個の方法をとつて算定されたのか。

総務課長～評価方法については、取得の方法、取得の相手によつて根本的に違ふということはあると思うが、只相手から仕方なくいう場合も自主的判断をする時の資料にしかありませんので、結局こちら市の市としての独自の評価方法に全然そぐわないということであれば相手がいくらであろうが問題にならないと、だから最終的には市独自においても評価の一貫

時の評価額としてここに資料が添付されております。その評価額というのはいくら取る場合の評価額じゃないんですか。

総務課長～買い取る場合を想定しての取得する、いわゆる財産を取得するという基本確認をするためには、その財産が当初でどの程度の価値のある財産であるということは一応審議の場合皆さん方としてもお求めになると思います。その意味で先申上げました様に約というのが正しいと思います。

5 番～結局こういうことになりますか。いよいよ買い取るということになりますと所有者側と価格の調停のための折衝という段階になりますが、その場合のめやすとしての金額ということになりますか。

総務課長～結局折衝に当る当局としての基本的な方針の額というふうなことにはなると思います。

5 番～それならば最初私が質問した要点に移ります。こういうふうな評価がこの金額が妥当であると認定するに至った資料、算定方式であります。たとえば本市が水道公社からその所有の施設を買い取った過去にあります。あの場合にもちゃんと水道公社と合意に達した評価額があるはずであります。その算定方法は水道公社から施設を買い取った時の算定方法と同じ方法をとつたんですか。ばく然とした金額ですが。

総務課長～水道公社との場合には一応水道公社の方がらの御意向もその当時に当つては含まれておつたと思いますが、先主管課長からも説明があつた様に部分については関係者の意見を聴いた部分もあるし、或は中には私的判断の分野もあるというふうなことであります。

5 番～然らば水道公社の施設を宜野湾市が買い取った場合には最初の見積りは相手が出そうか。こつちが出きそうか、とにかく最終的には合意に達しております。その評価の算定方法はこの26号議案の算定価格の参考になりましたか。参考になるんだつたらほとんどあれに準じて評価されましたか。それとも公社から施設を買い取った場合の価格の算定方法を完全に無視して独立の別個の方法をとつて算定されたのか。

総務課長～評価方法については、取得の方法、取得の相手によつて根本的に違ふということはある得ないと思うが、只相手から仕方なくいう場合も自主的判断をする時の資料にしかありませんので、結局こちらの市としての独自の評価方法に全然そぐわないということであれば相手がいくらであろうが問題にならないと、だから最終的には市独自においても評価の一貫



た方法にこの金額がマッチしたかどうかは問題でありますので、方法については何等変わりはないと思います。

- 5 番も ち論最初に断りました様に 妥当な 評価格であるかでないかが問題であります。そこで先程も休憩の時間にも意見がありまし様に本市の場合には水道事業そのものも当初のいきさつから 特殊な事情であります。特殊な事情というのが、いわゆる 評価額に参考になるといいますか、そのことも考慮に入れても認定する際に どの資料が不足の様な感じがします。そこでそれだけの資料だけで 当局はこれが妥当であると認定したかどうか。私の質問はこの辺にあります。にもかかわらず 当局は私の質問に対して 適確な 答弁がなされておられません。

総務課長～議案の性格と関連いたしまして 財産そのものの 価値の決定、大体どの程度のもの 財産だ というような訳でありますので、その 価値決定については 最終的な 契約という段階になりますと 多少の 差異はあつても 見方において その大差はない というような 前提で 概算額においては大體この程度の額だ というふうなことで これだけ 計上した訳であります。

- 5 番～ 感じですか、第六感でですか、

総務課長～ いや第六感というよりは 添付された資料などによつての 或る程度の 確定の 確定的な意味をもつての 評価であります。

- 5 番～ 私が先程から申し上げているのは この 評価額は 妥当な額であると 認定される 必要な資料は これだけで あつたのか、提出されていない 他にも あつたのかを 聞いています。今あなたの 説明を聞いておりますと、これだけの額が 妥当であると 認定するに 必要な資料が あつたか というふうな 印象を受けるんですが、あつたなら 何故 提出されなかつたか 不親切です。一応 こういつた 答弁で 分つた様な気が しますから、これで 止めます。

議 長～ 暫休憩いたします。(午前11時32分)

議 長～ 再開いたします。(午前11時44分)

- 5 番～ 先程からの 当局の 答弁は 課長の 言から しますと、この額は 概算である。買う場合の 順序として 概算を出す 必要があるから 概算である。そして 実際に 買う場合には その時改めて 機会に 因るから 別に 大した ことではない といった 様な 考え方に 立つての 説明 ありますが、この 26,500\$ は いわゆる 想定額 であります。然し 実際に 売買する場合には 所有者は 27名 おりますから、売買 契約 行為 する場合には、その 個々の 所有者と やる はず であります。そう ありますか。前提は



た方法にこの金額がマッチしたかどうか問題でありますので、方法については何等変わりはないと思います。

- 5 番もら論最初に断りました様に妥当な評価額であるかでないかが問題であります。そこで先程も休憩の時間にも意見がありました様に本市の場合には水道事業そのものも当初のいきさつから特殊な事情であります。特殊な事情というのが、いわゆる評価額に参考になると思えますか、そのことも考慮に入れても認定する際に当局尚資料が不足の様な感じがします。そこでそれだけの資料だけで当局はこれが妥当であると認定したかどうか。私の質問はこの辺にあります。にもかかわらず当局は私の質問に対して適確な答弁がなされておられません。

総務課長～議案の性格と関連いたしまして財産そのものの価値の決定、大体どの程度のものの財産だというふうな訳でありますので、その価値決定については最終的な契約という段階になりますと多少の差異はあつても見方においてその大差はないというふうな前提で概算額においては大体この程度の額だというふうなことでこれだけ計上した訳であります。

- 5 番～感じですか。第六感ですか。

総務課長～いや六感というよりは添付された資料などによつての或る程度の確定の確定的な意味をもつての評価であります。

- 5 番～私が先程から申上げているのはこの評価額は妥当な額であると認定される必要な資料はこれだけあつたのか、提出されていない他にもあつたのかを聞いているのです。今あなたの説明を聞いておきますと、これだけの額が妥当であると認定するに必要な資料があつたというふうな印象を受けるんですが、あつたなら何故提出されなかつたか不親切ですよ。一応こういつた答弁で分つた様な気がしますから、これで止めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時32分)

議 長～再開いたします。(午前11時44分)

- 5 番～先程からの当局の答弁は課長の言からしますと、この額は概算である。買う場合の順序として概算を出す必要があるから概算である。そして実際に買う場合にはその時改めて議会に函るから別に大したことではないといつた様な考え方に立つての説明であります。この26,500\$はいわゆる想定額であります。然し実際に売買する場合には所有者は27名おりますから、売買契約行為する場合には、その個々の所有者とやるはずであります。そうありますか。前提は

そういうことになりますね。個々の所有者にするということになりますと、仮に第六議案に伊佐さんののが400万となつております。そうすると財産の取得について議会と関連のあるのは2,000万以上でございます。すると伊佐さんと売買契約を為す場合にはこの400万は2,000万以下になります。従つて議会の承認を受ける必要はないということになります。そういう前程でこういう案を出されたんですか当局は。

総務課長～私が先程申し上げたのは議案という性質をおしての説明でございます。今内察自体については或はその議案自体が次の議案まで関連して来る場合もあり得るし、或は中にはこの議案で終るといふ場合もあると思います。それでその辺の所はこの議案の決定という段階で皆様方の審査の対象だと思つてます。

5 番～この個々の問題になると次は議会とは関係なく26,000万の支出行為は出さないと。そうなりますと我々としては重大な責任という立場から、この算定が妥当な算定基準に立つての妥当な認定額であるかどうかを審議する必要があります。然し先程から申し上げている様に評価額が妥当であるかどうかを審議するのに資料は審議するに必要な資料は出されておられません。そこでそれと関連してそれを妥当と認定して出された当局は必要な資料があつたかどうかを尋ねている訳であります。これをそのまま認定したら特別会計の予算に計上されるはずで、これはさういつた所に重要な意味を感じて先程から質問をしておりますから答弁の趣旨をしよう点を外して、これは概算であるというは納得できません。若し概算であるとしてもその概算が適当な算定方法で計算したから妥当であるという説明をするからには、その算定した方法いわゆる採用した資料さういつたことを議会に求めがなくても提出して了解を成す可く時間をかけないで納得させるとさういふやり方が当局のやり方であると私は思いません。先程から必要を感じて何故資料を出さないかと求めたにもかかわらず資料を出さなくても当局が妥当であると認定したからには妥当であるといつた様な考え方に基ついて答弁しているかの様な、さういふふうな印象を受けます。ですから議会の議決を要する財産取得の価格の問題とも関連いたしまして議会としては議会としての立場から慎重に検討しなければいけませんので、評価額が妥当であると認定するに必要な資料、必要な説明書というふうなものを出してもらいたいと思つてますが、出せますか、出さなくちゃいけないと思つてますが。

水道課長～出します。

5 番～出して下さいね。



そういうことになりますね。個々の所有者にするということになりますと、仮に第六感番に伊佐さんののが400\$となつております。そうすると財産の取得について議会と関連のあるのは2,000\$以上でございます。すると伊佐さんと売買契約を為す場合にはこの400\$は2,000\$以下になります。従つて議会の承認を受ける必要はないということになります。そういう前程でこういう案を出されたんですが当局は。

総務課長～私が先程申し上げたのは議案という性質をおしての説明でございます。して今内容自体については或はその議案自体が次の議案まで関連して来る場合もあり得るし、或は中にはこの議案で終るといふ場合もあると思ひます。それでその辺の所はこの議案の決定という段階で皆様方の審査の対象だと思ひます。

5 番～この個々の問題になると次は議会とは関係なく26,000\$の支出行為は出きると思ひます。そうなりますと我々としては重大な責任という立場から、この算定が妥当な算定基礎に立つての妥当な認定額であるかどうかを審議する必要があります。然し先程から申上げています様に評価額が妥当であるかどうかを審議するのに資料は審議するのに必要な資料は出されておられません。そこでそれと関連してそれを妥当と認定して出された当局は必要な資料があつたかどうかを尋ねている訳であります。これをこのまま認定したら特別会計の予算に計上されるはずで、これはこういつた所に重要な意味を感じて先程から質問をしておりますから答弁の趣旨をしよう点を外して、これは概算であるというは納得できません。若し概算であるとしてもその概算が適当な算定方法で計算したから妥当であるという説明をするからには、その算定した方法いわゆる採用した資料そういったことを議会に求めがなくても提出して了解を成可く時間をかけないで納得させるといふやり方が当局のやり方であると私は思ひます。先程から必要を感じて何故資料を出さないかと求めたにしもかわらず資料を出さなくても当局が妥当であると認定したからには妥当であるといつた様な考え方に基づいて答弁しているかの様な、そういうふうな印象を受けます。ですから議会の議決を要する財産取得の価格の問題とも関連いたしまして議会としては議会としての立場から慎重に検討しなければいけませんので、評価額が妥当であると認定するのに必要な資料、必要な説明書というふうなものを出してもらいたいと思ひますが、出せますか。出さなくちやいかないと思ひますが。

水道課長～出します。

5 番～出して下さいね。

事務課長～この場合に一寸補足申し上げます。只今の問題については先から繰返し申し上げております様に予算を執行する方針の決定でございますので、額の算定についてはこの最高限度をここに示したということとは変わりはないということはお含み願いたい。

5 番～私が申し上げますのは個々の問題がどうであるとか個々の問題については資料を提出する必要はありません。只算定の方式を資料その他を出していただきたいという訳でありますから個々のものは必要はありません。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時48分)

議 長～再開いたします。(午前11時57分)

議 長～本案については質疑の段階で継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～午前の日程はこれをもつて終ることにいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時59分)

議 長～再開いたします。(午後1時51分)

議 長～日程第13、議案第27号、水道施設の売買契約を結ぶことについてを議題といたします。一応書記をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～これは先に課長から話があつた水道施設を買い上げたのを毎年費で支払いしたいので提案してあります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後1時54分)

議 長～再開いたします。(午後1時55分)

1 番～りゆう米住宅、大西住宅、りゆう生住宅から水道施設を買い上げるという事でありますが、内訳として当初の1割を申し上げますと、りゆう米住宅の水道施設の4,133 \$ 99セントは耐用年数見取りを引い



総務課長～この場合に一寸補足申上げます。只今の問題については先から繰返し申上げております様に予算を執行する方針の決定でございますので、額の算定についてはこの最高限度をここに示したということには変わりはないということはお含み願いたい。

5 番～私が申上げますのは個々の問題がどうであると個々の問題については資料を提出する必要はありません。只算定の方式を資料その他を出していただきたいという訳でありますから個々のものは必要はありません。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時48分)

議 長～再開いたします。(午前11時57分)

議 長～本案については質疑の段階で継続審議にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～午前 of 日程はこれをもつて終ることいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時59分)

議 長～再開いたします。(午後1時51分)

議 長～日程第13。議案第27号、水道施設の売買契約を結ぶことについてを議題といたします。一応書記をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～これは先に課長から話があつた水道施設を買い上げたのを新年度で支払いしたいので提案してあります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後1時54分)

議 長～再開いたします。(午後1時55分)

1 番～りゆう米住宅、大西住宅、りゆう生住宅から水道施設を買い上げるという事ではありますが、内訳として当初の1例を申上げますと、りゆう米住宅の水道施設の4,133 \$ 99セントは耐用年数見積りを引い

た残りの現在価格、この4,132,99\$という金額は当初米りゆう住宅  
が登記した額でございますか、それとも今の評価額ですか。

水道課長～それは向こうからの請求額見たいな資料が出ていましたが、単価  
の調査とか評価については市当局がやっております。

1 番～そうすると市当局といたしましては、この価格は正当に向こうが投  
資した額だというふうに認定した訳ですか。

水道課長～そうです。

1 番～これは通常の耐用見積りの方法として現在価格を示してあるんです  
か、もつと減額することは出来なかつたのであつたかどうか。

水道課長～最終段階としては資材の単価とか、そういったものについては  
何も折衝せんで向こうからも同意してもらつたという様な訳であり  
ます。これを減額することについては相談はしておりません。

1 番～そうすると執行部としては現在の価格でももち論買うことは出来る  
ということでしょうか。更にこれを安くするために折衝したこ  
とがないという訳ですね。

水道課長～いや今まで続けて来た、結果的にこれだけになつております。

1 番～これ以上下げることが出来ないという訳ですね。

水道課長～はい。

1 番～私の考えでは通常の計算方法による現在価格になつておりますので  
折衝の如何によつてはかなり安く出来るんじゃないかと思ひます。

5 番～これは計算にはそうなつておりますが、この内訳書自体が査定され  
た額でありまして、向こうからの請求額はまだある訳であります。  
交渉して査定して今の4,133 \$になつた訳でありまして向こうから  
の請求額としてはまだある訳です。

1 番～それに関連いたしまして向こうからの要求額とですね、市の査定額  
との差はどれ位ありますか。

水道課長～米りゆう住宅が評価額として4,132,99\$に対して向こうからの請  
求額が4,254,66 \$になつております。次はばりゆう住宅の水通施  
設、市の評価が4,298,15\$で請求額が6,080,25\$になつております  
次は大西住宅これは宇治市の後側にあるものです。それから716 \$



た残りの現在価格，この4,133,99\$という金額は当初米りゆう住宅が登記した額でございませうか。それとも今の評価額ですか。

水道課長～それは向こうからの請求額見たいな資料が出ていましたが，単価の調整とか評価については市当局がやつております。

1 番～そうすると市当局といたしましては，この価格は正当に向こうが投資した額だというふうに認定した訳ですか。

水道課長～そうです。

1 番～これは通常の耐用見積りの方法として現在価格を示してあるんですか。もつと減額することは出来なかつたのであつたかどうか。

水道課長～最終段階としては資料の単価とか。そういったものについては何も折衝せずに向こうからも同意してもらつたという様な訳であります。これを減額することについては相談はしておりません。

1 番～そうすると執行部としては現在の価格でももち論買うことは出来るということでしょうか。更にこれを安くするために折衝したことがないという訳ですね。

水道課長～いや今まで続けて来た。結果的にこれだけになつております。

1 番～これ以上下げることが出来ないという訳ですね。

水道課長～はい。

1 番～私の考えでは通常の計算方法による現在価格になつておりますので折衝の如何によつてはかなり安く出来るんじゃないかと思ひます。

5 番～これは計算にはそんなつておりますが，この内訳書自体が査定された額でありまして，向こうからの請求額はまだある訳であります。交渉して査定して今の4,133 \$になつた訳でありまして向こうからの請求額としてはまだある訳です。

1 番～それに関連いたしまして向こうからの要求額とですね。市の査定額との差はどれ位ありますか。

水道課長～米りゆう住宅が評価額として4,133,99\$に対して向こうからの請求額が4,254,66 \$になつております。次ははりゆう生住宅の水道施設。市の評価が4,298,15\$で請求額が6,080,25\$になつております。次は大西住宅これは宇地泊の後側にあるものです。それから716 \$

の市の査定額、それから請求額が716,33等になっております。同じ大西住宅の2,246等、市の査定額です。それに対して請求額が2,273,33等です。

- 1 番～りゆう住宅が向こうの方の請求額とこちらの査定額が1,782等の開きがありますが、他の三者につきましては、いくらも開きがないのですか、どういう理由でそうなっていますか。

水道課長～単価の差相違が相当あります。

- 1 番～単価だけですか。

水道課長～疵ひようとかそういつたものがあれば確実につかめる訳ですが、向こうがいくらといつて来た所でこちらでは市の査定額に基づくより他に方法がありませんので。

- 1 番～そうしますと実際の売買契約という場合には市の査定額で買い取つても良いという前提条件がついている訳でございませぬ。

水道課長～承諾をさせてから一応この案を出しております。

- 1 番～この物件につきましては資材の明細がないんですが、水道施設の質はどういうふうに確認しますか。

水道課長～2インチ以上はビクラスとして。

- 1 番～全部ビークラスですか(はい)

- 3 番～米りゆう住宅、大西住宅、これは出来てから4ケ年位なりまして、水道施設もすでに3ケ年以上なっておりますが、耐用年数1ケ年にしたというのは、その計算の基礎はどこにありますか、全部1ケ年で出ている様ですか。

水道課長～この場合はこれは施工年月日を書いておりますが着工が60年の10月でしゆん工が63年の6月ということになっております。

- 3 番～最後に出来た家が最後のしゆん工年月日ということになっておりますが、一部は63年に出来たと思っておりますが、前のは2ケ年がかりで工事はやぶつたものもあるということですが。

水道課長～それで63年の1月に移管になりましたもの受すから、それまでの分として大体1ケ年の見込みがある訳です。実際に終るのはこちらに移管なつてからも工事はやつていましたから。



の市の査定額。それから請求額が716,33\$になつております。同じ大西住宅の2,246\$。市の査定額です。それに対して請求額が2,273,33\$です。

- 1 番～りゆう生住宅が向こうの方の請求額とこちらの査定額が1,782\$の開きがありますが、他の三者につきましては、いくらも開きがないのですか、どういう理由でそうなつていますか。

水道課長～単価の差相違が相当あります。

- 1 番～単価だけですか。

水道課長～証ひょうとかそういつたものがあれば確實につかめる訳ですが、向こうがいくらといつて来た所でこちらでは市の査定額に基くより他に方法がありませんので。

- 1 番～そうしますと実際の売買契約という場合には市の査定額で買い取つても良いという前提条件がついている訳でございますね。

水道課長～承諾をさせてから一応この案を出しております。

- 1 番～この物件につきましては資材の明細がないんですが、水道施設の質はどのように確認しますか。

水道課長～2インチ以上はピクラスとして。

- 1 番～全部ピークラスですか（はい）

- 3 番～米りゆう住宅、大西住宅、これは出来てから4ヶ年位なりまして、水道施設もすでに3ヶ年以上なつておりますが、耐用年数1ヶ年にしたというのは、その計算の基礎はどこにありますか、全部1ヶ年で出ている様ですか。

水道課長～この場合はこれは施工年月日を書いてありますが着工が60年の10月でしゅん工が63年の6月ということになつております。

- 3 番～最後に出来た家が最後のしゅん工年月日ということになつていますが、一部は63年に出来たと思ひますが、前のは2ヶ年がかりで工事はやぶつたものもあるということですが。

水道課長～それで63年の1月に移管になりましたものから、それまでの分として大体1ヶ年の見込みがある訳です。実際に終るのはこちらに移管なつてからも工事はやつていましたから。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時15分)

議 長～再開いたします。(午後2時25分)

- 1 番～専決処分について、8条の1項緊急に執行を要するものが発生した時はということになっておりますが、何故専決処分にしてまで求めなければならなかったのか、その理由についてですね。市長にお伺いします。

市 長～これはこちらから水道公社の方には(今水道公社が個人或は法人の方に給水している分については、こちらに移管してもらう様に)と再三お願いはしてありましたが、それでは向こうとしても直接向こうから水道公社からも(出きるだけ市の方に移す様にしたいからその準備を進める様にと)いうことで、一応それが両方の了解が済んだということになったものですから、水道公社と向こうの方との契約を解いて直接市の方から折衝しなければならんということになって特に水になりませうという、早くこちらに移してくれとは言いがら向こうが相手の了解して(早くあなたの方の方に移すからというてから議会を待つまで、これを給水しない訳にはいかない、一応は引き取っておかなければならぬ)ことになったので、これを本当はこの契約書に仮という字を入れて仮契約というふうにしておけば問題はなかったのですが、今の段階としては本契約ということになっておりますので専決処分ということにもつて行かにならんじやないかと思っております、要は実質においては、本当のことを甲上げませうと特に水の問題になるとこちらから御願ひしてあつたものをあなたの方に譲つてよろしいということになつてから、待つたということが出来なかつた状態におかれましてので、これを引継いだ訳で、それと同時に契約が成立した訳であります。

- 1 番～公社に対しては直接施設の所有者である当業者から早急に契約をしてくれと切実な要求があつたかどうか。

水道課長～消費者から再三の要望があつてやつております。

- 1 番～契約を締結した月日は何日か又その内容について御説明願ひます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時27分)

議 長～再開いたします。(午後2時35分)

議 長～本案に対しては、大規模な質疑の段階において継続御説にしたいと思いますが、御説明をさせていただきます。



議 長～暫休憩いたします。(午後2時15分)

議 長～再開いたします。(午後2時25分)

- 1 番～専決処分について、8条の1項緊急に執行を要するものが発生した時はということになっておりますが、何故専決処分にしてまで求めなければならなかったのか、その理由についてですね。市長にお伺いします。

市 長～これはこちらから水道公社の方には(今水道公社が個人或は法人の方に給水している分については、こちらに移管してもらう様に)と再三お願いはしてありましたが、それで向こうとしても直接向こうから水道公社からも(出きるだけ市の方に移す様にしたいからその準備を進める様にと)いうことで、一応それかが両方の了解が済んだということになったものですから、水道公社と向こうの方との契約を解いて直接市の方から折衝しなければならんということになって特に水になりますというと、早くこちらに移してくれとは言いながら向こうが相手の了解して(早くあなたの方の方に移すから)というてから議会を待つまで、これを給水しない訳にはいかない。一応は引き取っておかなければならないことになったので、これを本当はこの契約書に仮という字を入れて仮契約というふうにしておけば問題はなかつたのですが、今の段階としては本契約ということになっておりますので専決処分ということにもつて行かにはやならんじやないかと思いますが、要は実質においては、本当のことを甲上げますと特に水の問題になるとこちらから御願ひしてあつたものをあなたの方に譲つてよろしいということになつてから、待つたということが出来なかつた状態におかれましてので、これを引継いだ訳で、それと同時に契約が成立した訳であります。

- 1 番～公社に対しては直接施設の所有者である当事者から早急に契約をしてくれと切実な要求があつたかどうか。

水道課長～消費者から再三の要望があつてやつております。

- 1 番～契約を締結した月日は何日か又その内容について御説明願ひます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時27分)

議 長～再開いたします。(午後2時55分)

議 長～本案に対しては、大體質疑の段階において継続審議にしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第14、議案第28号、一時借入れについて(一般会計)を議  
題といたします。  
一応周長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～事業を運営している間に財源のやりくりをするのに、特に思わしく  
収入が入って来ることが出来ないで、予算にはあるけれども支出が  
出来ない様なことが、ままあるので、そういう場合にその支出のた  
めの起債の一時借入れの手続きをとつてからでは間に合わないとい  
うことがよくありますので、一応年度の初めでもつてそれを手続き  
することが確実で自然であると思つてこの議会で一時借入れの議決  
まで得ておつて、そういう場合に困らない様にしたいと、~~返~~返すので、一時借入れの議案を提出してある訳であります。よろしくお  
願いいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時)

議 長～再開いたします。(午後3時9分)

16番～只今の一時借入れについての説明はよく分りますけれども、年度切  
り替え時分に予算の見積りに非常に困ると、然し未だ執行不能とい  
うことは無い訳であります。市長にお伺いします。  
64年度の当初の見積りのくるいであるかどうか、それとも年度内  
においての徴収金割れば後など、その他入つて来るべき金が入らな  
いとかいふ様なことであるのか、その点についてお伺いいたします

市 長～先3番さんが言われた様に前からの繰越金というのがほとんど残り  
がありませんので、特に本年度は困るんじゃないかところ思つてお  
ります。要するに前年度の収入はぎりぎりまで見放つて残すのがな  
かつたという事と、それが予算に消化されて繰越金が残すのがな  
かつたという訳です。

16番～63年度の繰越金がなかつたという理由ですか。

市 長～64年度です。



(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第14、議案第28号、一時借入れについて(一般会計)を議題といたします。  
一応局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～事業を運営している間に財源のやりくりをするのに、特に思わしく収入が入つて来ることが出来ないで、予算にはあるけれども支出が出来ない様なことが、ままあるので、そういう場合にその支出のための起債の一時借入れの手続きをとつてからでは間に合わないといふことがよくありますので、一応年度の初めでもつてそれを手続きすることが確実で自然であると思つてこの議会で一時借入れの議決まで得ておつて、そういう場合に困らない様にしたいと思つて、一時借入れの議案を提出してある訳であります。よろしくお願ひいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時)

議 長～再開いたします。(午後3時9分)

16番～只今の一時借入れについての説明はよく分りますけれども、年度切り替え時分に予算の見積りに非常に困ると、然し未だ執行不能といふことはたい訳であります。市長にお伺ひします。  
64年度の当初の見積りのくるいであるかどうか。それとも年度内においての徴収金例えは税など、その他入つて来るべき金が入らないうといふ様なことであるのか。その点についてお伺ひいたします

市 長～先3番さんが言われた様に前からの繰越金というのがほとんど残りがありませんので、特に本年度は困るんじゃないかと思つております。要するに前年度の収入はぎりぎりまで見積つて残すのがなかつたという事と、それが予算に消化されて繰越金が残すのがなかつたという訳です。

16番～63年度の繰越金がなかつたという理由ですか。

市 長～64年度です。

議 長～別に質疑がなければ、打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～議案第28号、一時借入れについて(一般会計)を表決に付します原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、全会一致でもつて議案第28号、一時借入れについてを原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第15、議案第29号、一時借入れについてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～暫休憩いたします。午後3時15分

議 長～再開いたします。(午後3時16分)

市 長～先に一寸申し上げましたが、やはりこれも特別会計としての財源を運営する場合に予算にはあるけれども、間に合わない時がありますので、その場合に支出ができませんので、予めこれを議会の承認を受けておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時18分)

議 長～再開いたします。(午後3時19分)



議 長～別に質疑がなければ、締切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～議案第28号、一時借入れについて(一般会計)を表決に付します原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、全会一致でもつて議案第28号、一時借入れについてを原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第15、議案第29号、一時借入れについてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～暫休憩いたします。午後3時15分

議 長～再開いたします。(午後3時16分)

市 長～先に一寸申上げましたが、やはりこれも特別会計としての財源を運営する場合にはあるけれども、間に合わない時がありますので、その場合に支出ができませんので、予めこれを議会の承認を受けておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時18分)

議 長～再開いたします。(午後3時19分)

4 番～借入れ期間内の利息はどの程度になつておりますか。これは特別会計の予算で利息の費目ですね、どこで計上してありますか。

助 役～計上してないです。

4 番～予算に計上されてないということになると、どうして利息を支払いますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時22分)

議 長～再開いたします。(午後3時25分)

議 長～他に御質疑がなければ、本案に対する質疑を打ち切りたいと思いが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、左様決定いたします。

議 長～では議案第29号、一時借入れについてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので全会一致でもつて議案第29号、一時借入れについては原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時27分)

議 長～再開いたします。(午後3時28分)

議 長～日程第10。陳情第3号、市婦人会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。



4 番～借入れ期間内の利息はどの程度になつておりますか。これは特別会計の予算で利息の費目ですね、どこで計上してありますか。

助 役～計上してないです。

4 番～予算に計上されていないということになると、どうして利息を支払いますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時22分)

議 長～再開いたします。(午後3時25分)

議 長～他に御質疑がなければ、本案に対する質疑を打ち切りたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、左様決定いたします。

議 長～では議案第29号、一時借入れについてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので全会一致でもつて議案第29号、一時借入れについては原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時27分)

議 長～再開いたします。(午後3時28分)

議 長～日程第10、陳情第3号、市婦人会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時33分)

議 長～再開いたします。(午後3時50分)

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～日程第17、陳情第4号、市青年連合会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。  
一 庶務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時56分)

議 長～再開いたします。(午後4時5分)

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第18、陳情第5号、公民館設置敷地確保方についてを議題といたします。  
一 庶務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時11分)

議 長～再開いたします。(午後4時15分)

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。



議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時33分)

議 長～再開いたします。(午後3時50分)

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～日程第17、陳情第4号、市青年連合会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時56分)

議 長～再開いたします。(午後4時5分)

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第18、陳情第5号、公民館設置敷地確保方についてを議題といたします。  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時11分)

議 長～再開いたします。(午後4時15分)

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第19、陳情第6号、予金取引に関する陳情書についてを議題  
といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時25分)

議 長～再開いたします。(午後4時37分)

議 長～質疑がない様であります。質疑を打切ることにより御異議ございませ  
んか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～本陳情は採択すべきであると考えます。理由としましては休憩の時  
に話合われた様に現時点においてはむしろ市民に対する経費の流通  
は他の銀行以上なものだと考えております。従いまして本陳情は採  
択して本市取引先として指定して載きたいと思います。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時40分)

議 長～再開いたします。(午後4時46分)

議 長～陳情第6号、予金取引に関する陳情書についてを表決に付します。

議 長～本陳情を採択することに御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないので、全会一致でもって採択することに決定いたしま  
す。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議 長～再開いたします。(午後4時56分)



(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第19、陳情第6号、予金取引に関する陳情書についてを議題  
といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時25分)

議 長～再開いたします。(午後4時37分)

議 長～質疑がない様であります。質疑を打切ることにより御異議ございませ  
んか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～本陳情は採択すべきであると考えます。理由としましては休憩の時  
に話合われた様に現時点においてはむしろ市民に対する経済の流通  
は他の銀行以上なものだと考えております。従いまして本陳情は採  
択して本市取引先として指定して載きたいと思っております。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時40分)

議 長～再開いたします。(午後4時46分)

議 長～陳情第6号、予金取引に関する陳情についてを表決に付します。

議 長～本陳情を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、全会一致でもって採択することに決定いたしま  
す。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議 長～再開いたします。(午後4時56分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって本日の会議を終ることにいたします。  
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会(午後4時57分)



議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって本日の会議  
を終ることにいたします。  
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議 長～散会(午後4時57分)